

## 1. 本グリーンボンド発行の背景

当社は、E S G (Environment (環境)・Social (社会)・Corporate Governance(企業統治)) の取り組みを推進する中で、経営理念の1つ「社会のニーズに応える快適環境の創造をめざす」に則り、「トーエネックグループ環境基本方針」を掲げ、総合設備企業として低炭素化社会の実現や自然との共生および循環型社会の実現を目指し、太陽光発電事業など自社の事業活動を通じ地球環境保全に取り組んでいます。そこで今回、再生可能エネルギー事業を用途とした本グリーンボンドを発行しました。

## 2. 適格性に関する第三者評価

当社は、国際資本市場協会 (ICMA: International Capital Market Association) の「グリーンボンド原則※1」および環境省の「グリーンボンドガイドライン 2017年版※2」に則り、本グリーンボンドを発行します。

本グリーンボンドの適格性に関する第三者評価として、株式会社日本総合研究所から、セカンドオピニオンを取得しています。また、本グリーンボンドに係る第三者評価の取得については、環境省の「グリーンボンド発行促進体制整備支援事業※3」の補助金交付対象となっています。

※1 「グリーンボンド原則 (GBP: Green Bond Principles)」とは、ICMA が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会 (Green Bond Principles Executive Committee) により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインのこと。

※2 「グリーンボンドガイドライン 2017年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が平成 29 年 3 月に策定・公表したガイドラインのこと。

※3 「グリーンボンド発行促進体制整備支援事業」とは、グリーンボンドを発行しようとする企業や自治体などに対して、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する環境省の制度。

以 上